



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 年金をもらうには最低でも25年間加入していないといけなと記憶していました。今後は10年加入していればもらえるようになるそうですね。

A1 年金をもらえない「無年金者」は約118万人と言われていています。保険料を納付していなかった方が年金をもらえないのは仕方がないですが、会社に勤めていても会社が社会保険に加入してなかったり、加入要件を満たしていても社会保険に加入させてもらえなかったりということが問題視されていました。

現在は、社会保険加入指導が厳しくなり、ハーモニーのお客様はすべて加入していただきました。特に建設業は、加入していないと現場に入れない等、厳しくなっています。今後は「社会保険の加入めれ」という期間は少なくなっていくでしょう。

元々消費税を10%にアップして財源とする予定でしたが、消費税アップを待たずに改正法が成立しました。

最低10年間で受給可能とした目的は、社会保険加入指導は厳しくしたものの、「これから加入しても25年間に満たないから無駄になる」という不平等をなくす意図があると思います。10年に短縮することによって約64万人が新たに受給できるようになる見通しです。

施行は平成29年8月1日、9月分から支給され最初の支給日は10月です。具体的な申請受付時期はまだ分かりませんが、該当する可能性のある方は事前に年金納付期間を調べておくといいでしょう。年金は申請主義ですから、本人か代理人が年金事務所に申請手続きをしてください。

一方、国民年金の納付率が60%程度に低迷しているため、支払い能力があるにも関わらず国民年金保険料を滞納している人には強制徴収が強化されます。財産差し押さえなどの可能性があるのでご注意ください。

Q2 会社に勤めていれば厚生年金に入れますが、失業すると国民年金保険料が高くて負担が重いです。その場合、何か救済してくれる制度はありますか？

A2 年金を受給するために必要な25年間（改正後は10年間）は、国民年金と厚生年金等の期間を合算した期間です。失業をすると国民年金になりますが、収入が少ない場合保険料納付の免除を申請するという方法もあります。免除には次の5種類があります。

①全額免除、②3/4免除、③半額免除、④1/4免除
⑤納付猶予制度

免除されていても、期間としては納付した期間とみなされ、たとえ全額免除であっても、⑤以外は税金で補填している部分については将来の給付がありますから、免除申請をした方が有利となります。免除にはそれぞれ前年所得に応じた基準がありますので、住所地の国民年金窓口申請してください。

何も手続きをせずに納付しないと、障害や死亡などの不慮の事態が発生しても年金が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

次の表は、免除に応じた支給額です。

《受給資格期間短縮の場合の年金月額》 (円)

		免除なし	半額	全額免除
現行	40年	65,741	49,308	32,875
	25年	41,091	30,816	20,541
短縮後	20年	32,875	24,650	16,433
	10年	16,433	12,325	8,216
	5年	8,216	6,166	4,108

(厚生労働省 平成23年)

20歳以上の学生は申請により在学中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」がありますので、お手続きをお忘れなく！！

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980